



その講座、

特定一般教育訓練給付金

の対象になりませんか？



教育訓練給付金は、労働者が主体的に厚生労働大臣の指定する教育訓練^(※)を受講し、修了した場合に、費用の一部を支給する制度です。(※)専門実践教育訓練(最大80%支給)、特定一般教育訓練(最大50%支給)、一般教育訓練(20%支給)

医療・介護・障害福祉分野等には、介護福祉士実務者養成研修など、**特定一般教育訓練給付金の対象となり得る教育訓練が多数あり**、これらが**厚生労働大臣の指定を受けると、最大50%の給付の対象**となります。

運営されている教育訓練の魅力向上や受講促進にもつながりますので、**ぜひ特定一般教育訓練給付金の対象講座として厚生労働大臣の指定を受けることをご検討下さい。**

1. 特定一般教育訓練給付金の対象となり得る医療・介護・障害福祉分野等の教育訓練

介護福祉士実務者養成研修
特定行為研修
介護職員初任者研修
喀痰吸引等研修
介護支援専門員
社会福祉士
介護福祉士
看護師
福祉用具専門相談員
精神保健福祉士

理学療法士
登録販売者
保育士
柔道整復師
衛生管理者免許試験
作業療法士
言語聴覚士
救急救命士
助産師

実務者研修教員講習会
歯科衛生士
栄養士
歯科技工士
臨床検査技師
准看護師
管理栄養士
介護教員講習会

介護技術講習会
臨床工学技士
義肢装具士
はり師
はり師教員
視能訓練士
保健師

2. 特定一般教育訓練給付金の対象となるメリット

	一般教育訓練	特定一般教育訓練
給付内容	受講費用の 20% (上限10万円)	受講費用の 最大50%(上限25万円) 40% + (上限20万円) 修了後1年以内に 資格取得・就職等した場合 追加で 10%(上限5万円)
対象となる 教育訓練	民間資格を含む幅広い職業資格の取得を目指す教育訓練等	業務独占、名称独占又は必置資格の取得を目指す教育訓練等

特定一般教育訓練は高率給付で受講を支援するため、労働者(受講者)の方の

・費用負担の軽減、
・受講の促進、
につながります。

3. 特定一般教育訓練給付金の対象となるための主なポイント

✓ **訓練期間、時間が基準を満たしていること**

【通学制】
1か月以上1年以内かつ50時間以上(養成課程は3年以内)

【通信制】
3か月以上かつ1年以内(養成課程は3年以内)

✓ **講座実績が基準を満たしていること**

過去3か年度のうちのいずれかの年度で、以下を満たしていること

・入講者の受験率80%以上、合格率が全国平均以上
・修了者の在職・就職率が80%以上

✓ **施設責任者等が配置されていること**

・教育訓練施設に直接雇用されている①及び②の者が配置されていること
①専任の施設責任者
②専任の苦情責任者
・受講者の手続に関する問い合わせに常時対応する事務担当者が配置されていること

現在、一般教育訓練で指定を受けている教育訓練もこれらの基準を満たすことにより、**特定一般教育訓練**への移行が可能です。ぜひ申請をご検討下さい。

